

参議院厚生委員会會議録第三十八号

昭和二十九年五月十一日（火曜日）午後
四時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 登潤君
常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
安部キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣

草葉 隆圓君

政府委員

厚生省保険局長

久下 勝次君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 常任委員
常任委員 常任委員
常任委員 常任委員

本日、の會議に付した事件

○厚生年金保険法案（内閣提出、衆議院送付）

○船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第八部 厚生委員会會議録第三十八号 昭和二十九年五月十一日【参議院】

○厚生年金保険及び船員保険交渉法案（内閣提出、衆議院送付）
○参考人出席に関する件

○委員長（上條愛一君） 只今から厚生委員会を開会いたします。

この際、お諮りいたします。社会保険制度の一環として引揚対策の参考にするため参考人を呼ぶこととし、その人選、手続等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（上條愛一君） 御異議ないものと認めます。

○榊原亨君 今の御提案は賛成であります。が、まだ審議すべき法案が幾つありますので、成るべく時間を限つて一つ今のことが進みますようにお取計らいをお願いいたします。

○委員長（上條愛一君） 榊原委員のお申出は十分参考としてやつて行きたいと思ひます。引揚対策の参考にするための参考人を呼ぶことに決定いたしました。

○委員長（上條愛一君） 次に、厚生年金保険法案を議題といたします。御質疑を願ひます。

別に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて差支えございませんか。

○委員長（上條愛一君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○藤原道子君 私は本法案に對して修正の動議を提出いたします。

○堂森芳夫君 賛成。

○委員長（上條愛一君） 只今の藤原委員提出の動議は成立いたしました。

○藤原道子君 私は本法案を別紙の通り修正するの動議を提出いたします。修正案はお手許に送付してございますので、一つ朗読を希望して頂きたいと思ひますが、なおその主要な点だけを申し上げてみたいと思ひます。

厚生年金保険法案に對しましては、「老令年金の支給資格年令を原案より五歳引き下げて、坑内夫及び女子については五十五歳とし、その他の者については五十五歳とすること。なお、これに伴つて、高令者措置の労働年数を十五年から十三年に引き下げることにし、又「遺族年金につき、妻に關しては、その支給資格年令を三十七歳（原案は四十歳）に引き下げ、又その支給停止年令を五十歳（原案は五十五歳）に引き下げる外、夫、父母又は相父母については、その支給資格年令を五十五歳（原案は六十歳）に引き下げることにし、以上の修正の動議を提出いたします。」

○有馬英二君 私は本案を別紙の通り修正するの動議を提出いたします。

○谷口弥三郎君 有馬委員の動議に賛成します。

○委員長（上條愛一君） 只今の有馬委員提出の動議は成立いたしました。

○有馬英二君 修正案はお手許へ配付いたしました通りであります。朗読を省略させていただきます。

○委員長（上條愛一君） それでは藤原委員及び有馬委員提出の各修正案を含めて修正意見がございましたら討論中にお述べを願ひます。

○有馬英二君 私は本案に次のような附帯決議を附するの動議を提出いたします。

○谷口弥三郎君 只今の有馬委員の動議に賛成いたします。

○委員長（上條愛一君） 有馬委員提出の附帯決議の動議は成立いたしました。

○有馬英二君 附帯決議案を朗読いたします。

厚生年金保険法案に關する附帯決議案
政府は調査研究の上速かに左記諸施策を実施して厚生年金保険の内容充実を図ると共に、各種年金制度を整備統合して国民年金制度を樹立する最も善い努力を払ふことを要する。

記

一、本法の適用範囲を従業員五人未満の事業所に拡張する様直ちに調査準備すること。

二、老令年金の支給開始年令を男子六十歳を五十五歳に、坑内夫及び女子五十五歳を五十歳に引下げることに。

三、老令年金基本額の定額分を三万六千円に引上げることに。

特殊労働に就業する者については坑内夫と同等の取扱をすること。

五、保険給付費の国庫負担金を増額すること。

六、脱退手当金の支給要件を従来通りにすること。

七、厚生年金積立金についてはこれを民主的、効率的に管理運用する様特別の措置を講ずること。

八、厚生年金積立金を大巾に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること。

○藤原道子君 速記をとめて。

○委員長（上條愛一君） 速記をとめて下さい。

○委員長（上條愛一君） 速記を始めて下さい。

○常岡一郎君 私は附帯決議を付して原案に賛成せんとするものであります。敗戦窮乏の日本が再建いたしますためには、私はかねてからこういうことを考えておりました。人間の命がだんだん長くなること、平均年齢が七十七歳以上になつてもいい、年寄りまでがとて忙しくなつて活気ある日本になること、第三、五十五歳より六十歳まで働かざるや七十七歳までも働けるほどの健康の人が多くなること、これが私がかねてから理想とする世界であります。併しながら現実の世界は非常にこれと相離れまして、青年

までも失業しているような時代で、誠に悲しい姿であり、倒産又日に次ぐような悲しい姿であります。この現実を見ました場合においては、政府が希望的観測を持ってこの法案を提出いたしました将来の明るい希望というものは持てないようでありまして、なおかつ近付き得るのじやないか。こういうことも考えられますので、この原案に附帯決議をつけて賛成するものであります。更に現実においては修正案と附帯決議との内容においては非常に一致するものがありますので、それをなお且つ修正を否定して原案賛成をいたしました理由は、予算も通過いたしました今日、五月一日より実施される事務的な処理についていろいろ差支えも多しとと考へましたのと、更に保険料の負担率が却つて軽くなつておりますので、労使共に軽くなつておる状態でありまして、かすになおこれより三年間のゆとりもあります。現実に六十歳になりますのは、約二十年の歳月を要しますために、その間には随分情勢の変化もありますこととして、これを政府の希望的な明るい見通しに期待をいたしまして、かすに日にちを以てしようと考えたわけでありまして。但し、政府は日本再建の重荷を労働者の働きの上にのみ偏頗な過重、重荷をかけるということがあることを非常に恐れるのであります。恩給制度も五十五年が六十年に延びたり、停年が六十歳までなるように、それほど日本の状態がなおりますことを希望いたしますが、それになる見込みがなくて、ひとり労働者のみに過重されるようなことであるならば、断固としてこれは反対すべきだ

というふうに考へますが、なお現実に二十年の歳月もありますことであるから、できるだけ早く見通しをつけ、若し労働者のみに過重するようないことであるならば、一日も早く五十五歳の線に引下げられることを希望いたしますして原案に賛成するものであります。

○藤原道子君 私は本法案に対して反対をいたすものでございます。

成るほど従来の厚生年金保険から見ますと、非常な進歩であるといふことを厚生省当局も、声高々と述べられ、又我々もいたしまして或る部分におきましては進歩を認めるにやぶさかではないのでございます。併しなからその法律におきまして、期待権は尊重するとはつきり謳つてあるにもかかわらず、幾多の通行がなされておる。先ず第一に老令年金の支給開始年齢でございまして、これは従来五十五歳でございましたものを、今回これが六十歳に引上げられておる。で、政府当局にその点をしばしば質したのでございますが、これに對しましてはなお三年間の猶予期間があるんだ、或いは五十五歳から職を失つたとしても、ぶらぶら遊んでおるものばかりではない、どこかに職が求められるのではない、どこかというふうに言われておるのでございしますが、それらに對して何ら基本的な調査はなされてないのだから、そこが一方において停年は敵として五十五歳に限られておる。殊に最近におきましてはそれすらも危くなる現状に置かれておるのでございします。なお雇大なる失業者を抱え、年々百数十万の労働者が社会に送り出されておる。これすら吸収できないのに、五十

五歳以上の老令者がどこに就職の目当てがあるか。その間の生活をどうしてやるんだ、これが少しも親心がされてない。殊に某政府の役人は私に對しまして、社会保障制度は厚生年金保険法だけではない、失業保険も生活保護法もあるという暴論さえ吐くのでございします。併しながら生活保護法はこれは本法とは全然違つておる。労働者が僅かな賃金の中から血の出るような思いをして年々、将来の老後の安全を期待すればこそ積立金がなされておる。これは私が申し上げるまでもないのでございします。従いましてそういう考え方に立脚してこういう法律が作られたというのことに對しまして、私は心からなる怒りを持つものでございします。将来、三年間の据置期間があるのだから、後に不可能であつたならば改訂してもいい、こういうことでございしますが、それは我々は納得できません。現行法の五十五歳とあるのを私どもは五十歳にせよと言ふのではなくして、現在が五十五歳であるんだから三年間の据置期間があるならば、その間に産業構成の変動があるとか、何らかそこに明るい見通し、或いは労働施設等が完備して、今よりも労働者の労働通しが立つた上において六十歳にするというならば、我々はもとよりこれに賛成いたすものでございします。ところがそれらの明るい見通しは何らございしません。なお、更に五十五歳の停年制、これが廃止されて六十歳になるといふ見通しが、一年でも二年でも進歩前進しておりますならば、そこにも考へ方がございしますが、それも逆行しておるといふ点になりますと、どうし

てもこの際六十歳に年令を引上げるといふことは、我々は断じて納得がいかないわけではございします。或いは又重筋労働であるとか、高熱有害作業等にいたしまして、本法の改正においてこれらは只今附帯決議として提案されましたものは、当然立法府として法案を審議するのでございしますから、これは当然法案の中において改正すべきものと思ふ。これも反対の理由でございします。

或いはそういうことにすると保険料率が上がる、こういうことが答弁されておりますが、国庫負担といふことを私はもと考へられて然るべきではないか。我々は国庫負担の三割を強く要望いたしております。ところが現在一割五分で、これ以上の負担は不可能だ、諸般の状況から不可能である、こういう御答弁でございしますが、これに對しましては私どもは絶対に納得が参りません。只今すでに積立てられまして保険金は八百数十億になつておる。これから上る利子は五分五厘は保険経済の中に入つておりますが、その残るものは国庫の一般会計の中に繰入れられておる。ところが一方同じ性格を持つところの共済保険におきまして、これは共済組合自体が運営して別個の運営をしておる。そうしてその貸付けます金額に對する利子は七分五厘だと私は記憶しております。同じ性格であつて、その共済組合保険は別個の運営機関を以て而も七分五厘の利子で運営しておる。ところが労働者のこの希望であるところの厚生年金保険は、すべて国家的運用部資金のほうへ廻されて一方的に運営がなされておる。若し共済組合保険と同じように七分五厘の

利子でこれが運用されましたならば、この利子だけでも十分に私は三割の国家負担は可能である。労働者が積立てた金が、労働者の上にプラスにならないで一方的に資本家陣営にこれが運営されておる。そうして年令を引上げる、或いは料率を引上げる。こうして一方的に労働者の犠牲に對してのみ事を処せんとするところに、我々が反動吉田内閣の打倒を叫ばざるを得ない原因があるのでございします。又厚生年金の積立金の運営についても、別途機関を持つべきであると我々が強く主張いたしますが、昨日も大蔵大臣は、これは餅は餅屋に任しておけ、こういうことを言つておる。餅は餅屋とは何を指しておるか。資本主義機構の下における餅屋に任じていたのでは、いつまで経つても産業労働者は浮かぶ瀬はないのでございします。一方に共済組合がこうした運営方法をしておる。この現実を見ても、ここに厚生年金の別途機関ができたらしいというふうなことは、これこそ狼善的な言動であつて、我々の納得し得ないことでございします。

又今年度、二十九年末になりますると、千百六十億になん／＼とする積立金といふことが計算上出ておる。そうするとそこに利子がまだ一つと増大して来ることは明らかでございします。にもかかわらずこの社会保障の中核をなす厚生年金保険の積立金が、これが労働者等における福利施設のほうへは本当に還元されておりません。このことを追及すれば、できるだけ還元しておる……できるだけとは幾らだ。僅かに三十五億より還元されてはいない。これは利子にも足りない金額でござい

まして、労働者は、ただ一つの老後の希望であるこの厚生年金保険の掛金が、こういう方面に運営されて、そうして年齢が引上げられ、或いは重労働に従事する者が、これが考慮されてない。国庫負担ということが僅か一割五分で抑えんとしておる。こういう点を一つ一つ取上げますならば、我々社会党といたしましては本法案に對しまして絶対賛成するわけには参りません。

従いまして今後三年間の据置期間、こういうものがあるんだから、特に年齢の点におきましては我々は残念で残念でたまらない。労働者の氣持を思ひますと、夜も眠れないくらい昨晩は私は悩んだのでございます。併し將來我々は、この厚生年金保険の受益者諸君と共に、一日も早くこれが労働者の真の福利施設に還元され、真の社会保障として確立されるべき今後の努力を我々は続けることを深く決意いたしました。本法に對しましては反対をいたすものでございませう。

○齋岡一朗君 先ほどちよつと落したのであります。先ほど原案賛成の意見を述べましたが、それは有馬委員の修正案並びに附帯決議案に賛成してのこととありますから、それだけ附け加えておきます。

○谷口三郎君 私は自由党を代表して、只今提案になつております厚生年金保険法案について賛成の意を表するものでございませう。

今回政府が提案されました厚生年金保険法は、長期保険の中核として先ず一步を踏み出したものであると思ひます。なお、それに衆議院におけるところの修正を加えました原案に私どもは賛成するのでございますが、なおこれ

だけでは今後十分と思へませんので、できるだけ今後調査研究をされて、一日も早く内容がなお充実をいたしますように、そうしていろいろの整備をされることを希望いたします。附帯決議、これに同意をいたしまして、只今有馬委員の御提案されました案に同時に賛成いたします。

○堂森芳夫君 私は日本社会党の立場から具体的な数字などを申上げて討論をいたしたいのでありますが、先に藤原委員から詳細な討論がございましたので、ただ要点二、三点を申し上げまして衆議院送付案に反対の意思を表するものであります。

日本の国の社会保障制度の体系の中で一番複雑でばら／＼で、而も今日はそのシステムを整備すべきであるという要求が国民の間から強く盛上つておるのは、年金制度の諸法律であると思ひます。従つて又社会保障制度審議会において、すでに三回に亘つて年金制度の整備というものについて政府に向つて勧告いたしておられます。然るに政府は全く馬耳東風の態度をとつて、これに對して何ら誠意を示さないことには、私は非常に大きな不満の意を表したいと思ひます。

今度の厚生年金保険法の改正案の法律案は、成るほど法律案を見ますると、その内容について一々見ますると、極めて巧妙な法律であることは私も認めますけれども、非常に残念なことは、この厚生年金保険法を広く国民のための老齢年金、その他に持つて行く、こういう意圖を強く示していない

ということを遺憾千万に思うのであります。例えば、この法案の中で最も不満に思うことは、先にも述べました観点から不満と思ひます点は、五人未満の事業所に働いておる三百万人の労働者は何ら適用が行われ得ない、こういうことなのでございます。法案の審議過程において政府当局の説明を聞いておりますと、事務的に或いは財政的に極めて困難であるから、今後努力をする、こういうまあ答弁はございませうけれども、我々はこの政府の五人未満を対象から外したということは、何と言つてもこの法律案に對して政府が本當に国民全般を対象として年金を作つて行こうという熱意を示さない大きな証拠でないかと思ひます。

それから又今度のこの厚生年金によつて受ける金額であります。これを一々又私が述べますことは時間も長くなり過ぎますから省きますが、例えば公務員の普通恩給が大体六万円くらいでないかと思ひます。ところが今度の改正案によりまして、恐らくこの公務員の普通恩給の額には達しない。恐らくこれよりも遙かに低いものであるというのを私信するのであります。こういう点から申上げまして、この恩給との比較だけ見まして、非常に大きな不満を感じるのであります。

又年令の点を見ますと、成るほど恩給では若年停止というものがございませう。併しそれでも四十歳から資格がでます。ところが今度政府が出した案、或いは衆議院が修正送付して参りました法案によりまして、六十歳というところになつておりました、この点

から申しましても私は官憲民軍の古い官僚的独善思想がこの中にある。こういう意味からも大きな不満の意見を私は持つておるのでございます。又これは余計なことですが、二、三回イギリスに参つたことがございませう。イギリスの国では、たしか男子六十五歳、女子六十歳を超えたと、千三百五十円でしたか、毎週養老年金をもらひまして、非常に美しいきれいな婦人ホームに老後を楽しく暮しておる老人たちをたくさん見受けました。而もそこに入つておる入園料がございませうが、千三百五十円よりも遙か下廻つておつて、而も毎週僅か二百円か三百円の小遣いすらもらへる。まあこういうような日本の姿から見ますと夢のような話を、姿を私イギリスの各地で見たのであります。こういうようなことを我々がすぐ要求するといふわけではございませうが、積立金がすぐに八百億、或いは二十年後には一兆になる、こういうような大きな積立金を持ちながら、こうした労働者の老後、或いは労働者のいろいろな幸福のために使う費用が非常に少い。而も又非常に積極的な意圖がない。こういうことにも私は大きな不満を持つものであります。

又標準報酬についても意見があるものであります。例えば健康保険では三千万円から刻んで三万六千円、船員保険では四千円から三万六千円、ところがこの法律は一万八千円に抑えておるのであります。私この点も非常に大きな矛盾があると考えておるのであります。

いろいろ申上げたのであります。最後に私は政府が二十九年度の予算提出に當りまして、総理大臣初め各

閣僚は国民に耐乏生活を要求いたしております。而もイギリスの国民にみならえ、こういう説教までしておられますが、果してそのような説教をする資格が政府にあるかどうかということを疑うのであります。即ちイギリスの耐乏生活は、しつかりと社会保障のシステムが国民の生活を守つております。然るに日本では漸く長い間の難産を続けた厚生年金保険法の改正一つ見ましても、極めて事務的な改正でありまして、非常に大きな不満を持つのであります。政府はよろしくこの社会保障制度審議会の勧告程度ぐらひは早く実施するといふ熱意を示してもらいたい。こういうような意見を強く強調いたしまして、私の討論を終るのであります。

最後に、この原案には反対せざるを得ないという立場を強調しまして私の討論を終ります。

○有馬英二君 私は改進黨を代表いたしまして、只今議題となつております厚生年金保険法案に對して衆議院修正案並びに私の先ほど提案いたしました修正案に賛成をしますのであります。但し私は本会議におきましても申述べましたように、この政府提出の原案は誠に不備な点が多くございませう。例えばいろいろの保険法律が雜然として、一つも統一されておらないという点、又社会保障制度審議会の勧告にもありますように、適用範囲の従業員が只今も同僚委員からも指摘されましたように、五人未満の事業所が少しも顧みられておらないという点、そのほか多数の不満な点もたくさんあります。従いまして私は先ほど提案いたしましたような約八カ条の附帯決議を

附しまして、できるだけ政府が速やかな期間におきまして、十分今後調査研究の上この附帯決議を充実にするように要望して本案に賛成をしたようなわけでございます。

以上を以ちまして私の討論といたします。

○竹中勝男君 すでに社会党の我々の会派を代表して藤原委員から討論があったわけですが、少し補足して頂きたいと思いますが、一つは我々参議院の厚生委員会としてこの法案が説明されておるときにも言われたと思います。が、これは画期的な国民の養老或いは遺族、障害を保障する年金保険法であるというふうにも説明されたのであります。我々が審議しました程度の法律案でありましたならば、画期的とは言えないと思います。と言いますのは、画期的ということは非常に進歩した、前のものよりも進歩したところの法律でなければならぬのであります。が、今指摘されたように現在老令年金の支給開始年齢が五十五才であるのを六十才に引上げた、引下げたか、引上げたかどつちか、とにかく五年遅らした、或いは脱退手当金の支給要件が従来よりも悪くなつておる点がある。又障害年金保険の場合にも一部のものが現在のものよりもレベル・ダウンになるものがあります。そうしてこれに対して社会保険審議会も数回に亘つて勧告しておられます。最も重要な点、即ち五人未満の事業所、これを拡張する点、或いは他の長期年金保険と調整して行くという点、又積立金の運用に関する点、これらは殆んど何ら触れられていないのでありますからして、どうしても我々はこれに画期的な改正案だとして

賛成することはできないのであります。

そこで今有馬委員から提案されたこの附帯決議を承認されるのであるならば、なぜこの中の重要なその一つでも、二つでもこの修正法案としてこの委員会が取上げられないのであるかというところを一つの矛盾として感じておるものであります。で、すでに参議院のほうにおいては、委員会の方々も大体において年令の五十五才というところは妥当であると認められたのでありますけれども、種々の事情で衆議院のほうにおける事情などを勘案されて附帯決議にこれを持つて来られたのであります。現在五十五才のものを改正して六十才にするという逆行を私どもは認めることができないのであります。同時に日本政府が社会保障ということについてと本気で考慮し、思い切つて社会保障制度の本格的な確立に政府自身が決意することを我々委員会としては促さなければならぬと思ひます。そういうために、こういう不徹底な改正の部分と同時に改悪の部分をも含めたところの修正案を私どもは認めることができないのであります。これが修正案を我々の会派から出しましたわけなのでございます。

○委員長(上條愛一君) 他に御発言はございませんか。……別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて差支えございません。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。厚生年金保険法案について、先ず藤原委員提出の修正案中、有馬委員提出の修正案の異なる部分を問題として採決いたします。藤原委員提出の修正案中有馬委員提出の修正案と異なる部分に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○委員長(上條愛一君) 少数を認めます。よつて藤原委員提出の修正案は否決せられました。

次に、有馬委員提出の修正案の問題といたします。本修正案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○委員長(上條愛一君) 多数でございます。よつて有馬委員提出の修正案は可決せられました。

委員提出の修正案中、有馬委員提出の修正案の異なる部分を問題として採決いたします。藤原委員提出の修正案中有馬委員提出の修正案と異なる部分に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○委員長(上條愛一君) 多数を認めます。よつて藤原委員提出の修正案は否決せられました。

次に、有馬委員提出の修正案の問題といたします。本修正案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○委員長(上條愛一君) 多数でございます。よつて有馬委員提出の修正案は可決せられました。

次に、只今採決せられました有馬委員提出の修正案にかかるところを除いて内閣提出衆議院送付の厚生年金保険法案全部を問題に供します。修正の部分を除いた内閣提出衆議院送付案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○委員長(上條愛一君) 多数と認めます。よつて厚生年金保険法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、有馬委員提出の附帯決議を採決いたします。有馬委員提出の通り附帯決議を附することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(上條愛一君) 多数と認めます。よつて有馬委員提出の通り附帯決議を附することに決定いたしました。

次に、委員長の署名を附することになつておりますから、本法案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
大谷 豊潤 常岡 一郎
棚原 亨 高野 一夫
谷口弥三郎 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に、船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。……別に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。

○藤原道子君 それでは修正案を朗読いたします。

船員保険法の一部を改正する法律案修正要綱
一、寡婦年金の受給資格年令を現行法通り五十歳(改正原案は五十五歳)に、かつ夫年金の受給資格年令を五十五歳(改正原案は六十歳)に据え置くこと。……第二十三条ノ六の改正規定の修正

二、老令年金の受給資格年令を現行法通り五十歳(改正原案は五十五歳)に据え置くこと、高年令者措置の所要労働期間を厚生年金保険の場合と同様に短縮すること。

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ五十歳ニ達シタル被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者トナルコトナクシテ五十歳ニ達シタルキハ老令年金ヲ支給ス

一 十五年以上被保険者タリシ者
二 十五年未満被保険者タリシ者
ニシテ漁船ニ乗組ミタル被保険者タリシ期間ガ左ニ掲グル期間ヲ除キ十一月三以上ノモノ

イ 母船式漁業に従事スル漁船に乗組ミタル期間(作業員トシテ乗組ミタル期間ヲ除ク)
又ハ汽船捕鯨業ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ロ 専ラ漁獲場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ミタル期間
三 十五年未満被保険者タリシ者

○委員長(上條愛一君) 多数でござい
ます。よつて船員保険法の一部を改正
する法律案は修正議決すべきものと決
定いたしました。

次に、委員長が議院に提出する報告
書には、多数意見者の署名を付するこ
とになつておりますから、本案を可と
された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

大谷 盤潤 常岡 一郎
榊原 亨 高野 一夫
谷口弥三郎 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名洩れはこ
ざいませぬか。……署名洩れはないと
認めます。

なお、本会議における委員長の口頭
報告については、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(上條愛一君) 次に、厚生年
金保険及び船員保険交渉法案を議題と
いたします。御質疑をお願いします。……
別に御発言もないようでございますか
ら、質疑は尽きたものと認めて差支え
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は、それ〴〵賛否
を明らかにしてお述べをお願いします。

○藤原道子君 私は厚生年金保険及び
船員保険交渉法案に対する修正の動議

を提出いたします。

○堂森芳夫君 只今の藤原議員の修正
の動議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今の藤原委
員の提出の動議は成立いたしました。

○藤原道子君 先に提出した厚生年金
保険法案及び船員保険法の一部を改正
する法律案に対する修正により、厚生
年金保険及び船員保険における年金の
受給資格年令を原案より五歳引下げる
こととしたことに伴い、所要の整理を
行うものであります。

厚生年金保険及び船員保険交渉法
案の一部を次のように修正する。

第十一條第一項中「五十五歳」と
あるのは、「六十歳」を「五十歳」と
あるのは、「五十五歳」を「五十一歳
三箇月」を「九十九箇月」に、「七十六
箇月」を「七十四箇月」に改め、同条
第三項中「七十六箇月以上であるも
のとみなす」を「七十四箇月以上であ
るものとみなす」に、「七十六箇月以
上である者」を「六十六箇月以上であ
る者」に改める。

第十三條中「六十歳」を「五十五歳」
に改める。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十九年五月一日から適
用する。

附則第二項中「この法律の施行の
際」を「昭和二十九年五月一日におい
て」、「この法律の施行前」を「同日
前」に改める。

附則第三項中「附則第十六條第一
項」を「附則第十四條第一項」に、「限
則第十七條」を「附則第十五條」に改
める。

附則第四項中「この法律の施行の

際現に厚生年金保険」を「昭和二十九
年五月一日において現に厚生年金保
険」に、「この法律の施行の際現に船
員保険」を「同日において現に船員保
険」に、「附則第十一條第一項」を「附
則第九條第一項」に改める。

附則第五項中「この法律の施行の
際」を「昭和二十九年五月一日にお
いて」に改める。

附則第六項から附則第八項までを
削る。

附則第九項から附則第十二項まで
を三項ずつ繰り上げる。

以上でございませぬ。是非とも御賛成
をお願いいたします。

○有馬英二君 私は厚生年金保険及び
船員保険交渉法案に対して、左の通り
修正いたす動議を提出いたします。

○谷口弥三郎君 只今の有馬委員の動
議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今の有馬委
員提出の動議は成立いたしました。

○有馬英二君 修正案は次のようであ
ります。

厚生年金保険及び船員保険交渉法案
の一部を次のように修正する。附則
第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、
昭和二十九年五月一日から適用す
る。

附則第二項中「この法律の施行の
際」を「昭和二十九年五月一日にお
いて」、「この法律の施行前」を「同日
前」に改める。

附則第四項中「この法律の施行の
際現に厚生年金保険」を「昭和二十
九年五月一日において現に厚生年金
保険」に、「この法律の施行の際現に
船員保険」を「同日において現に船

員保険」に改める。

附則第五項中「この法律の施行の
際」を「昭和二十九年五月一日にお
いて」に改める。

附則第六項中「この法律の施行前」
を「昭和二十九年五月一日前」に改
める。

以上でございませぬ。

○委員長(上條愛一君) 藤原委員及び
有馬委員提出の各修正案を含めて修正
意見がございましたら、討論中にお述
べをお願いします。……他に御発言はござ
いませぬか。……他に御意見もないよ
うでございませぬから、討論は終結した
ものと認めて差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。
厚生年金保険及び船員保険交渉法案に
ついて先ず藤原委員提出の修正案中有
馬委員提出の修正案と異なる部分を問題
として採決いたします。藤原委員提出
の修正案中有馬委員提出の修正案と異
なる部分に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 少数と認めま
す。よつて藤原委員提出の修正案は否
決せられました。

次に、有馬委員提出の修正案を問題
に供します。本修正案に賛成の方は挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 多数でござい
ます。よつて有馬委員提出の修正案は
可決せられました。

次に、只今採決せられました有馬委
員提出の修正に係る部分を除いて、内
閣提出、衆議院送付の厚生年金保険及

び船員保険交渉法案全部を問題に供し
ます。修正の部分を除いた内閣提出衆
議院送付案に賛成の方は挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上條愛一君) 多数でござい
ます。よつて厚生年金保険及び船員保
険交渉法案は修正議決すべきものと決
定いたしました。

次に、委員長が議院に提出する報告
書には、多数意見者の署名を付するこ
とになつておりますから、本案を可と
された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

大谷 盤潤 常岡 一郎
榊原 亨 高野 一夫
谷口弥三郎 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名洩れはこ
ざいませぬか。……署名洩れはないと
認めます。

なお、本会議における委員長の口頭
報告については、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

〔参照〕

厚生年金保険法案に対する修正
案(藤原委員提出)

厚生年金保険法案の一部を次のよ
うに修正する。

第四十二條第一項第一号中「六十
歳」を「五十五歳」に、「五十五歳」

を「五十五歳」に、「五十五歳」

を「五十歳」に、同条第二号中「十五年」を「十三年」に、「七年六箇月」を「六年六箇月」に、「六十歳」を「五十五歳」に、同条第三号中「十五年」を「十三年」に、「五十五歳」を「五十歳」に改める。

第五十九条第一項第一号中「四十歳」を「三十七歳」に、同項第二号中「六十歳」を「五十五歳」に改める。

第六十三条第二項中「四十歳」を「三十七歳」に、同条第四項中「六十歳」を「五十五歳」に改める。

第六十五条中「五十五歳」を「五十歳」に改める。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則第三條中「この法律の施行の際現に」を「昭和二十九年五月一日において現に」に、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第四條第一項中「附則第十六條第四項」を「附則第十四條第四項」に改める。

附則第五條中「この法律の施行の際現に」を「昭和二十九年五月一日において現に」に、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第九條及び附則第十條を削る。

附則第十一條第一項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十

九年五月一日において」に改め、同条を附則第九條とする。

附則第十二條第一項中「この法律の施行後五十五歳に達した後に」を「昭和二十九年五月一日以後五十五歳に達した後に」に、「この法律の施行後五十五歳に達したときは」を「同日以後五十五歳に達したときは」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第十條とする。

附則第十三條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、同条第三項中「附則第十一條第五項」を「附則第九條第五項」に改め、同条を附則第十一條とする。

附則第十四條中「この法律の施行後」を「昭和二十九年五月一日以後」に改め、同条を附則第十二條とする。

附則第十五條中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十三條とする。

附則第十六條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第四項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十四條とする。

附則第十七條中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十五條とする。

附則第十八條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十六條とする。

附則第十九條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十七條とする。

附則第二十條第一項及び第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十八條とする。

附則第二十一條第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十九條とする。

法律が施行されるまでの間において、旧法による保険給付として年金又は一時金の支払が行われたときは、その年金又は一時金の支払は、これに相当する第一項又は第四項の規定によつて支給する保険給付の内払とみなす。

附則第十七條中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に、「この法律の施行の日」を「同日」に改め、同条を附則第十五條とする。

附則第十八條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十六條とする。

附則第十九條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十七條とする。

附則第二十條第一項及び第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十八條とする。

附則第二十一條第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十九條とする。

附則第二十二條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五

月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第二項中「この法律の施行後」を「昭和二十九年五月一日以後」に改め、同条を附則第二十條とする。

附則第二十三條中「附則第十六條第四項」を「附則第十四條第四項」に改め、同条を附則第二十一條とする。

附則第二十四條及び附則第二十五條を二条ずつ繰り上げる。

附則第二十六條中「この法律の施行前」を「昭和二十九年四月以前」に改め、同条を附則第二十四條とする。

附則第二十七條から附則第三十條までを二条ずつ繰り上げる。

附則第三十一條中「附則第二十八條」を「附則第二十六條」に改め、同条を附則第二十九條とする。

附則第三十二條から附則第三十九條までを二条ずつ繰り上げる。

厚生年金保険法案に対する修正案(有馬委員提出)

厚生年金保険法案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則第三條中「この法律の施行の際現に」を「昭和二十九年五月一日において現に」に、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第五條中「この法律の施行の際

際現に」を「昭和二十九年五月一日において現に」に、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第十一條第一項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に改める。

附則第十二條第一項中「この法律の施行後五十五歳に達した後に」を「昭和二十九年五月一日以後五十五歳に達した後に」に、「この法律の施行後五十五歳に達したときは」を「同日以後五十五歳に達したときは」に改める。

附則第十三條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に改める。

附則第十四條中「この法律の施行後」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

附則第十五條中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改める。

附則第十六條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第四項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十四條とする。

附則第十七條中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に改め、同条を附則第十五條とする。

附則第十八條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十六條とする。

附則第十九條中「附則第十六條第一項」を「附則第十四條第一項」に改め、同条を附則第十七條とする。

法律が施行されるまでの間において、旧法による保険給付として年金又は一時金の支払が行われたときは、その年金又は一時金の支払は、これに相当する第一項又は第四項の規定によつて支給する保険給付の内払とみなす。

附則第十七条中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に、「この法律の施行の日」を「同日」に改める。

附則第二十條第一項及び第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に、同条第三項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、「この法律の施行前」を「同日前」に改める。

附則第二十一條第二項中「この法律の施行前」を「昭和二十九年五月一日前」に、同条第三項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、「この法律の施行前」を「同日前」に改める。

附則第二十二條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に、同条第二項中「この法律の施行後」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

附則第二十六條中「この法律の施行前」を「昭和二十九年四月以前」に改める。

昭和二十九年五月二十日印刷

昭和二十九年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局